

別紙 1

説明書

業務名	令和7年度「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10周年広報業務
履行期間	契約締結の日～令和7年12月31日（水）まで
契約上限額	4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和7年3月12日（水）午前10時から
仕様書等に対する質問書提出期限	令和7年3月14日（金）午後5時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和7年3月21日（金）午後5時まで
提案書提出期限	令和7年3月31日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年4月3日（木）午前10時から
最優秀提案者の決定	令和7年4月8日（火）までに連絡

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 様式第2号 参加資格確認申請書 1部

イ 様式第3号 誓約書 1部

ウ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

(2) 令和7年3月19日（水）（予定）までに、質問者に対し、電子メールにより回答する。また、必要に応じ参加者全員に回答する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類 ※必要に応じて記載

ア 表紙 様式第5号 ……正本1部 副本4部

イ 提案書（任意様式） ……5部

・仕様書の趣旨を踏まえ、実施スケジュール案、業務実施体制表、業務実施方針及び手法など、提案する内容とそれに付随する事項をすべて記載すること。

ウ 実績書 様式第4号 ……5部

エ 見積書（任意様式） ……5部

- (2) 作成にあたっての注意事項
 - ア A4左上綴じ（ホチキス留め）
 - イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。
 - (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
 - (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
 - (5) 提出は持参又は郵送による。
 - (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は2名以内とし、1者あたり30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査員による協議のうえ、審査会会長が最優秀提案者を選定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たものうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10 の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。
- (5) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに 10 の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこととする。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成 4 年 3 月 31 日佐賀県規則第 35 号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 説明書
- (3) 委託仕様書
- (4) 仕様書等に関する質問書（様式第 1 号）
- (5) 参加資格確認申請書（様式第 2 号）
- (6) 誓約書（様式第 3 号）
- (7) 実績書（様式第 4 号）
- (8) 提案書（様式第 5 号）
- (9) 評価基準
- (10) 契約書（案）

10 問い合わせ

担当 佐賀県文化・観光局文化課

郵便番号 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7236

ファックス番号 0952-25-7179

電子メールアドレス culture_art@pref.saga.lg.jp